

## 岐阜県住宅宿泊事業条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県住宅宿泊事業条例（平成三十年岐阜県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (変更の届出)

第二条 条例第五条第三項の規則で定める事項は、住宅の規模並びに住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号）第四条第三項第八号及び第十号に掲げる事項とする。

### (対面と同等の確認方法)

第三条 条例第七条第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれにも適合する情報通信技術を活用した方法とする。

- 一 宿泊者の顔及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号の旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に規定する乗員手帳をいう。）の記載事項が画像により鮮明に確認できること。
- 二 前号の画像が届出住宅又は住宅宿泊事業者若しくは住宅宿泊管理業者の営業所等であって届出住宅の近傍にあるものから発信されていることが確認できること。

### (共同住宅における表示)

第四条 条例第十条第二項の表示は、別記様式により行うものとする。

### (会長)

第五条 条例第十二条に規定する岐阜県住宅宿泊事業審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務等)

第七条 審議会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

第八条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式（第4条関係）

80ミリメートル以上

<b>住宅宿泊事業（民泊）</b> <b>Private Lodging Business</b>	
	
<b>部屋番号</b> Room Number	
<b>届出番号</b> Number	<b>第</b> <b>号</b>
<b>岐 阜 県 知 事</b>	

80ミリメートル以上

- 注 1 地の色は白色とし、標章は青色とすること。  
2 屋外のポスト等に掲示する場合は、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成し、又は加工を施すこと。